

2019年総合生活改善 第6回中央生活闘争委員会 ＜確認事項＞

2019年5月30日
自動車総連

☆ 自動車総連全体の解決目標としていた4月末以降も、中小単組を中心に、納得のいく回答引き出しに向け、粘り強い交渉を重ねてきた結果、昨日までに、集計対象1,089単組の89.2%にあたる971単組で妥結又は妥結方向（賃金）に至っており、その状況は次の通りである。

1. 全体の解決状況

1) 賃金

- ・個別賃金については、前年を大幅に上回る691単組が要求し、現時点、252単組で具体的な回答引き出しの見通しとなっている。
- ・平均賃金については、現時点、56単組が何らかの形で賃金改善分を要求し満額を獲得している。賃金カーブ維持分と賃金改善分を合わせた引き上げ額全体の平均は4,963円、また、賃金改善分の獲得額の平均は1,346円となっている。
- ・本年は、299人以下の中小単組が最も高い賃金改善分の平均獲得額となっていること等、中小単組の奮闘ぶりが数字にも表れているのと併せ、多くの単組において、賃金課題の解決や賃金制度の見直しに向けた継続協議、中期的に目指す賃金水準の労使での共有、あるいは、「絶対額を重視した取り組み」のステップの進展等、今後の取り組みに繋がる足がかりを確かにしており、取り組みの大きな成果と受け止める。

		解決単組数	賃金改善分 獲得単組数	平均回答額 〔カーブ維持分+改善分〕	平均回答額 〔賃金改善分〕
全体		971/1,089 89.2% (88.4%)	768 (780)	4,963円 (-)	1,346円 (1,435円)
業 種 別	メーカー	13/13	13 (13)	7,656円 (-)	1,562円 (1,750円)
	車体・部品	387/393	302 (320)	4,803円 (-)	1,015円 (1,107円)
	販売	477/576	385 (379)	5,078円 (-)	1,583円 (1,713円)
	輸送	24/28	18 (15)	3,777円 (-)	1,201円 (1,449円)
	一般	70/79	50 (53)	5,181円 (-)	1,676円 (1,484円)
規 模 別	3000人～	30/30	30 (30)	7,150円 (-)	1,333円 (1,521円)
	1000～2999人	69/70	62 (69)	5,786円 (-)	1,052円 (1,236円)
	500～999人	117/121	101 (115)	5,265円 (-)	1,176円 (1,299円)
	300～499人	124/129	101 (110)	5,132円 (-)	1,280円 (1,322円)
	～299人	631/739	474 (456)	4,697円 (-)	1,436円 (1,520円)

()は前年同時期の数字。平均回答額〔カーブ維持分+改善分〕は、本年からの取り組みにつき、前年の数字は未算出。

- ・企業内最低賃金協定の締結の取り組みについては、525単組が新規締結や締結水準の引き上げ等に取り組んでいる中、現時点、7単組で新規締結、181単組で締結水準の引き上げに至っており、その締結額の平均は162,225円と、前年(160,269円)から大きく引き上がっている。

2) 年間一時金

- ・年間協定による回答を引き出した 865 単組における年間回答月数の平均は 4.57 ヲ月と、前年同時期 (4.46 ヲ月) をやや上回る水準となっている。その内、361 単組が 5 ヲ月以上を獲得しているとともに、前年と月数比較可能な単組の内、652 単組が前年以上の回答を獲得している。

3) 働き方の改善

- ・多くの単組において、職場全体の生産性向上、恒常的な長時間労働の是正、及び多様な働き方の促進等、それぞれの労使の実態に即した深い話し合いが行われ、今後の具体的な取り組みにも繋がっている。
- ・総労働時間短縮については、12 単組が休日増や日当たり所定労働時間の低減に取り組んでおり、その内、複数の単組で、継続協議を含め、具体的な進展が見られている。

4) 非正規労働者に関する取り組み

- ・本年、何らかの形で非正規労働者の処遇改善に取り組んでいる単組は、前年をやや下回る 580 単組となっており、その内、266 単組において、時給や日給の有額での賃上げや一般組合員に連動した一時金の獲得等、進展が見られている。
- ・同一労働同一賃金関連法の施行 (2020 年 4 月) や 60 歳以降の働き方議論の進展等、世の中の流れを踏まえると、取り組みの重要性は今後ますます高まっていくと想定され、秋の労働諸条件改善の取り組みも含め、継続的に進めていく必要がある。

2. 今後の進め方

- ☆ 今次取り組みにおける解決の進捗 (賃金) について、3 月末時点の解決率は 54.0% と前年をやや上回るペース (前年 52.5%) で経過したものの、自動車総連全体の解決目標である 4 月末時点の解決率は 82.8% と前年をやや下回るペース (前年 85.0%) での解決となった。
- ☆ 現時点では、全体の 89.2% にあたる 971 単組で解決に至っており、残る未解決単組については、各労連の個別サポートのもと、納得のいく回答引き出しに向け、最後の追い上げを図るとともに、速やかな解決を目指す。
- ☆ その上で、今後は、中央執行委員会にて最後まで結果をフォローしていくことを前提に、本日をもって、2019 年総合生活改善の取り組みにおける中央生活闘争委員会による闘争体制を解除することを、ここに確認する。

以 上